参考資料３

千葉市新基本計画審議会設置条例

（設置）

第１条　本市は、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

（組織）

第３条　審議会は、委員４０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（１）学識経験者

（２）市民

（３）関係行政機関の職員

（４）関係団体を代表する者

３　委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第６条　会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止）

２　千葉市新総合ビジョン審議会設置条例（平成１１年千葉市条例第５号）は、廃止する。

千葉市新基本計画審議会運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成２２年条例第２８号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第２条　条例第６条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

（１）地方創生部会

（２）政策評価部会

（３）公共事業再評価部会

２　前各号の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

３　部会に属する委員は、会長が指名する。

４　地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

（部会長及び副部会長）

第３条　部会に部会長及び副部会長を置く。

２　部会長は、会長が指名する。

３　副部会長は、部会長が指名する。

４　部会長は、部会を代表する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　部会は、部会長が招集する。

２　部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（報告）

第５条　部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第６条　会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附　則

この要綱は、平成２７年　７月２７日から施行する。

この要綱は、平成２８年　６月　８日から施行する。

この要綱は、平成２８年１０月２０日から施行する。

別表

部会名	所掌事務
地方創生部会	1　千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。 2　前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
政策評価部会	1　千葉市新基本計画の政策評価に係る審議に関すること。 2　前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
公共事業再評価部会	1　千葉市が作成した公共事業の再評価についての対応方針（案）に係る審議に関すること。 2　前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。